

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五
- 土地収用法により事業の認定をした件 五
- 一般競争入札を行う件 五
- 落札者を決定した件二件 五

## 告示

**福島県告示第四百四十七号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年一月三十一日救急病院として認定した。  
 令和三年二月五日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻三番地	認定有効期限	
			令和六年一月三十日

福島県告示第四百四十八号

（地域医療課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和三年二月五日から同年六月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和三年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイユーエイト三春街道店 福島県郡山市西田町大田河原五八番地一
- 二 変更しようとする事項
  - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 （変更前）三千六百二十七平方メートル  
 （変更後）三千二百三十八平方メートル
  - 2 大規模小売店舗内の駐輪場の位置  
 （変更前）別紙図面のとおり  
 （変更後）別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日  
 令和三年二月二十八日
- 四 届出年月日  
 令和三年一月十八日
- 五 届出をした者  
 株式会社ダイユーエイト

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月五日から同年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 令和三年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）クスリのアオキ太平寺店 福島県福島市太平寺字沖高五四番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
  - 1 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されますので、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業も想定

されますので事前に周辺住民への説明を行い、理解を得るようにしてください。  
 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう、注意喚起に努めてください。なお、空調機、冷凍機に用いる圧縮機の定格出力が七・五キロワット以上の場合には、福島県生活環境の保全等に関する条例の届出対象となります。

2 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を図ること。廃棄物の処理にあたっては適正に処理すること。

3 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。

4 福島市開発指導要綱(二開第一〇八号)にて令和二年九月二十四日付けで確認通知しております。指導要綱申請の内容を踏襲し現場を進めていただくようお願いいたします。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
 意見書の提出なし  
 (商業まちづくり課)

**福島県告示第百五十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月五日から同年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和三年二月五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 (仮称)カワチ薬品原町東店 福島県南相馬市原町区北原字前田二五番三ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。  
 (商業まちづくり課)

**福島県告示第百五十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和三年二月五日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和三年二月五日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小関六郎 鶴川彦太郎 鶴川藤五郎 山本度経 渡部嘉十郎 長谷川ウノ 鶴川藤吉 渡部金三郎 高久善多 高久七郎 渡部亀八 小関富三 鶴川庄作 鶴川清次郎 大塚初吉 渡部儀十郎 渡部孫三 小川猪三 長谷川スミ 佐藤昌次郎 高久亀太郎 飯田新五郎 斉藤利八 高久吉六 渡部条三郎 高久十平 角田好三 蒲生常吉 斉藤嘉之吉 長谷川忠四郎 渡部壮吉 小関藤作 高久八多郎 渡部一八 鶴川新十 赤城平六 渡部勝太 長谷川倉吉 古木角太郎 長谷川岩次郎 渡部セキ 渡部吉郎次 長谷川七四郎 折橋金太郎 折橋熊次郎 手代木千代太 渡部五郎七 皆川丈八 鶴川栄次郎 折橋金太郎 折橋熊次郎 手代木千代太 渡部五郎七 渡部善三郎 眞田正義 佐藤惣三 五十嵐長吉 五十嵐久次郎 唐橋傳吾 加藤音松 井上鉄吉 佐藤作三 遠藤忠吉 渡部熊太郎 藤田留四郎 唐橋八三郎 中條友記 五十嵐寅次郎 加藤源吉 井上常吉 井上市太郎 遠藤忠三 植田秀八 手代木藤吉 渡部忠六 藤田勸次郎 藤田源吉 五十嵐教吉 唐橋兼吉 佐藤清三郎 加藤幸八 加藤常昌 武藤惣七 遠藤藤太郎 遠藤小七 佐藤作三 秋山清吉 秋山義高 高橋典七郎 星藤三 小笠原半次 渡部熊吉 藤田源七 大森市郎平 唐橋次左久 高橋與祖次 伊藤七三 堺利作 新井田谷吉 新井田角三 遠藤傳吉 伊藤久三 秋山儀十郎 遠藤勝吉 皆川次郎八 角田好三 長谷川久三 佐藤庄次郎 高久重平 蒲生常三 斎藤嘉之吉 渡部壮十 渡部ミサ 折橋吉太郎 井上鉄三 佐藤作吉 渡部辰五郎 藤田伊佐吉 中条友記 唐橋次郎吉 大森直三 加藤孝八 遠藤藤太 植田辰太 高橋與三郎 高橋竹松 堺利八 新田角三 秋山傳十郎 高橋定江 鶴川彦太郎 鶴川藤五郎 鶴川藤吉 鶴川庄作 鶴川清次郎 鶴川新十 鶴川栄次郎 眞田正義 高久善多 斎藤利八

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第千四百一号)によること。

**福島県告示第百五十二号**

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。  
 令和三年二月五日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 起業者の名称

いわき市

事業の種類

二 小川支所庁舎整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 収用の部分 福島県いわき市小川町高萩字下川原及び字小路尻地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

小川支所庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、「小川支所庁舎整備基本構想」及び「小川支所庁舎整備基本計画」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

いわき市小川支所庁舎は、老朽化による防災面の課題や、施設スペースの不足等によって十分な市民サービスが提供できないなどの課題を抱えている。

これらの課題を解消するため、新たな庁舎整備に向けた準備を進めていたところ、令和元年十月、令和元年東日本台風による浸水被害に遭い、それまで使用していた小川支所庁舎のほとんどが使用できなくなった。そのため、現在は、敷地内に仮設庁舎を設置して業務等を行っているが、従来以上に市民サービスが低下している状況である。

本件事業の施行により、従来からの施設に関する課題が解消され、市民サービスの向上が見込まれるうえ、令和元年東日本台風と同程度の浸水にも対応した防災拠点としての役割も果たすことができる。さらに、整備予定地は、小川地区において唯一の近隣商業地域であることから、新庁舎の整備により、地区住民のための商業活動への波及効果が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業計画地及び周辺地域における希少野生動物植物について、起業者が令和二年五月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、絶滅危惧ⅠB類の淡水魚類「ギバチ」が生息する地域である旨回答を受けている。「ギバチ」は水質汚濁や環境の変化に弱いため、起業者においては、水質汚濁や土砂の流出に留意

し、今後の工事施工にあたることとしている。

また、本件事業計画地内の埋蔵文化財の有無については、いわき市文化振興課から、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない旨の回答を得ている。

さらに、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業である。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、市民サービスの向上等のため、平成三十年三月に「小川支所庁舎整備基本構想」を、平成三十一年四月に「小川支所庁舎整備基本計画」を策定した。本件事業は、これらを実現するために実施するものである。

また、本件事業における起業地の選定は、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、用地取得及び造成工事の費用が低減できるなどの観点から、二箇所の候補地を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

小川支所庁舎は、耐用年数二十四年のところ、建設後六十年以上経過し、平成八年に実施された耐震診断において、倒壊の可能性が高い「D」判定となっている。また、令和元年東日本台風の浸水被害により現在は仮設庁舎により業務を行っている。

さらに、起業者に対し、小川地域総合施設建設促進期成同盟会から庁舎の早期建設等の要望書が、平成九年から現在までに十二回提出されている。なお、基本計画においては、現状の課題を解消するため、令和四年度から施設の利用を開始することとしている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 公告

5 結論  
以上のとおり、本件事業は、法第二十條各号の要件を充足すると判断される。  
法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
いわき市役所本庁舎一階ロビー

(土木総務課用地室)

## 公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年2月5日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

ム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月8日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月8日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年2月5日（金）から同年3月1日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年3月1日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和3年3月26日（金）午前10時

(2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月25日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和3年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and management of the Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 26 March 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 25 March 2021
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731  
( 税務システム課 )

#### 公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
72,464,066円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年11月10日

( 施設管理課 )

#### 公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノートパソコン 59台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
プリマックス株式会社 福島県郡山市桑野五丁目13番地6
- 5 落札金額  
11,195,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年12月1日

( 入札用度課 )